

議第 27 号

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年下呂市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。</u></p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 <u>実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者、消防長及び財産区をいう。以下同じ。）</u>は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる実施機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が行う同表</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1)～(5)</u> (略)</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 <u>実施機関</u>は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる実施機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が行う同表</p>

改正後

の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる実施機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う同表の中欄に掲げる事務及び実施機関（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う特定個人番号利用事務とする。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該事務を行う場合についても、同様とする。

2 (略)

3 実施機関は、特定個人番号利用事務の処理に関して、効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

別表第2（第4条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障	(略)

改正前

の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる実施機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う同表の中欄に掲げる事務及び実施機関（法令の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該事務を行う場合についても、同様とする。

2 (略)

3 実施機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務の処理に関して、効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

別表第2（第4条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
1 市長	<u>法別表第1の8の項</u> 児童福祉法（昭和22年法律	(略)

改正後			改正前		
	<p>害児通所給            付費、特例障            害児通所給            付費、高額障            害児通所給            付費、肢体不            自由児通所            医療費、障害            児相談支援            給付費若し            くは特例障            害児相談支            援給付費の            支給、障害福            祉サービスの            提供、保育            所における            保育の実施            若しくは措            置又は費用            の徴収に関            する事務で            あって規則            で定めるも            の</p>			<p>第164号) に            よる障害児            通所給付費、            特例障害児            通所給付費、            高額障害児            通所給付費、            肢体不自由            児通所医療            費、障害児相            談支援給付            費若しくは            特例障害児            相談支援給            付費の支給、            障害福祉サ            ービスの提            供、保育所            における保            育の実施若            しくは措置            又は費用の            徴収に関す            る事務であ            って規則で            定めるもの</p>	
2 市 長	<p>身体障害者            福祉法によ            る障害福祉            サービス、障            害者支援施</p>	(略)	2 市 長	<p><u>法別表第1</u>  <u>の12の項</u>身            体障害者福            祉法による            障害福祉サ</p>	(略)

改正後			改正前		
	設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの			ービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
3 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	3 市長	<u>法別表第1の15の項</u> 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
4 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地	(略)	4 市長	<u>法別表第1の16の項</u> 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に	(略)

改正後			改正前		
	方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの			基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	
5 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	5 市長	<u>法別表第1の30の項</u> 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
6 市長	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の	(略)	6 市長	<u>法別表第1の31の項</u> 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他	(略)

改正後			改正前		
	<p>設立の認可 又は加入員 の資格の取 得及び喪失 に関する事 項の届出に 関する事務 であって規 則で定める もの</p>			<p>徴収金の徴 収、基金の設 立の認可又 は加入員の 資格の取得 及び喪失に 関する事項 の届出に関 する事務で あって規則 で定めるも の</p>	
7 市 長	<p>知的障害者 福祉法によ る障害福祉 サービス、障 害者支援施 設等への入 所等の措置 又は費用の 徴収に関す る事務であ って規則で 定めるもの</p>	(略)	7 市 長	<p><u>法別表第1 の34の項</u>知 的障害者福 祉法による 障害福祉サ ービス、障害 者支援施設 等への入所 等の措置又 は費用の徴 収に関する 事務であっ て規則で定 めるもの</p>	(略)
8 市 長	<p>児童扶養手 当法（昭和36 年法律第238 号）による児 童扶養手当</p>	(略)	8 市 長	<p><u>法別表第1 の37の項</u>児 童扶養手当 法（昭和36年 法律第238</p>	(略)

改正後			改正前		
	の支給に関する事務であって規則で定めるもの			号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
9 市 長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	9 市 長	<u>法別表第1の47の項</u> 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定	(略)



改正後				改正前			
10	児童手当法 (昭和46年 法律第73号) による児童 手当又は特 例給付(同法 附則第2条 第1項に規 定する給付 をいう。以下 同じ。)の支 給に関する 事務であっ て規則で定 めるもの	(略)		10	めるもの <u>法別表第1</u> <u>の56の項</u> 児 童手当法(昭 和46年法律 第73号)によ る児童手当 又は特例給 付(同法附則 第2条第1 項に規定す る給付をい う。以下同 じ。)の支給 に関する事 務であって 規則で定め るもの	(略)	
11	高齢者の医 療の確保に 関する法律 による後期 高齢者医療 給付の支給 又は保険料 の徴収に関 する事務で あって規則 で定めるも の	(略)		11	<u>法別表第1</u> <u>の59の項</u> 高 齢者の医療 の確保に関 する法律に よる後期高 齢者医療給 付の支給又 は保険料の 徴収に関す る事務であ って規則で 定めるもの	(略)	

改正後			改正前		
12 市 長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	12 市 長	<u>法別表第1</u> <u>の63の項中</u> 国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
13 市 長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	13 市 長	<u>法別表第1</u> <u>の68の項介</u> 護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定	(略)

改正後			改正前		
14	健康増進法 (平成14年 法律第103 号)による健 康増進事業 の実施に関 する事務で あって規則 で定めるも の	(略)	14	めるもの <u>法別表第1</u> の76の項健 康増進法(平 成14年法律 第103号)に よる健康増 進事業の実 施に関する 事務であっ て規則で定 めるもの	(略)
15	障害者の日 常生活及び 社会生活を 総合的に支 援するため の法律によ る自立支援 給付の支給 又は地域生 活支援事業 の実施に関 する事務で あって規則 で定めるも の	(略)	15	<u>法別表第1</u> の84の項障 害者の日常 生活及び社 会生活を総 合的に支援 するための 法律による 自立支援給 付の支給又 は地域生活 支援事業の 実施に関す る事務であ って規則で 定めるもの	(略)
16	子ども・子育 て支援法(平 成24年法律	(略)	16	<u>法別表第1</u> の94の項子 ども・子育て	(略)

改正後			改正前		
	第65号) による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの			支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)			(略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」といいます。）の改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

(1) 使用する用語の意義は、法において使用する用語の意義を引用します。

(第2条関係)

(2) 法改正により法別表第2が削除されるため、文言を法の表記にならい、改めます。

(第4条、別表第2関係)

(3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

